

議第 17 号

高島市病院医師および看護師等就業支度金貸与条例を廃止する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 26 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市病院医師および看護師等就業支度金貸与条例を廃止する条例

高島市病院医師および看護師等就業支度金貸与条例（平成 19 年高島市条例第 25 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（支度金の返還等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の高島市病院医師および看護師等就業支度金貸与条例の規定により貸与または貸与の決定を受けた就業支度金については、第 6 条から第 9 条までの規定は、この条例の施行後もなおその効力を有する。